

**公共施設（建物以外）の適正配置について**  
**砺波市行政改革市民会議報告**

**平成26年11月14日**

**砺波市行政改革市民会議**



平成26年11月14日

砺波市長 夏野 修 殿

砺波市行政改革市民会議  
会 長 豊 本 治

## 公共施設（建物以外）の適正配置について（報告）

砺波市行政改革市民会議では、昨年度市職員で検討された「公共施設（建物以外）の適正配置」について報告を受けたことから、その報告内容をさらに深く検討するため、専門部会を設置して調査と審議を行ってまいりました。

この程、その結果について専門部会から報告があり、当会議で協議検討し、下記のとおり意見を取りまとめましたので、報告いたします。

### 記

#### 1 基本方針等

- (1) 体育施設を中心とした「建物以外の公共施設」について、評価の対象とし、今後のあり方を検討する。ただし、夜間照明施設については、学校施設と一体のものとして検討すべきであり、検討対象から除くものとする。
- (2) 評価の結果、砺波総合運動公園、砺波向山健民公園健民広場、弁財天スポーツ公園（弁財天野球場）、上和田緑地、砺波市民総合運動場、砺波総合運動公園野球場、砺波総合運動公園温水プール、B&G 海洋センタープール及び庄川パットゴルフ場については、当該施設の利用状況や地域性などを総合的に検討のうえ、現状維持（存続）すべき施設とする。
- (3) また、高道グラウンド、中村グラウンド、砺波向山健民公園テニスコート、鷹栖テニスコート、太田テニスコート、閑乗寺夢木香村テニスコート及び庄川プールについては、利用状況、現地視察及び利用団体の意見聴取等を踏まえ、幅広い視点から施設の方向性を重点的に検討する。

## 2 検討結果

### (1) 高道グラウンドのあり方

当該施設は、フェア開催時における駐車場としての利用が不可欠であり、当分の間、現状維持とすべきである。

(補足意見)

ア 将来的にフェア駐車場としての機能が不要となった場合は、体育施設としては廃止し、その機能は中村グラウンドで代替することが望ましい。

イ このことから、当面は敷地の借地契約を継続する必要があるが、費用対効果の観点から借地料の軽減に努めるべきである。

### (2) 中村グラウンドのあり方

当該施設は、フェア開催時における駐車場としての利用が不可欠であり、当分の間、現状維持とすべきである。

(補足意見)

ア 将来的にフェア駐車場としての機能が不要となった場合であっても、引き続き体育施設として存続し、利活用していくべきである。

イ 当該施設については、必ずしも利用率が高いとはいえない側面があることから、その積極的な利活用を推進するとともに、引き続き、借地部分の買収を進めることが望ましい。

### (3) 市内テニスコート施設のあり方

市内テニスコート施設については、将来的に、施設の適正配置を図りながらその一部を集約化することを基本として、計画的な施設整備に取り組むべきである。

(補足意見)

ア 施設整備計画に当たっては、市内中学校のテニスコート整備との関連を整理する必要がある。(なお、鷹栖テニスコートは、現在、出町中学校の部活動で利用していることか

- ら、少なくともその間は、現状維持とすべきである。)
- イ 閑乗寺夢木香村テニスコートは、宿泊施設との連携もあることから、当面は現状維持とすべきである。
  - ウ 施設を整理・統合する場合は、工業団地内に立地し、今後の施設集約先としては、拡張が困難な太田テニスコートは廃止すべきであり、その際には当該跡地を工業団地用地として有効利用することが望ましい。

#### **(4) 庄川プールのあり方**

当該施設は、施設が老朽化していることや屋外プールの需要動向などを踏まえ、廃止することが妥当である。

また、用途廃止後は、当該施設を速やかに取り壊し、近隣の遊休市有地を含め、跡地を有効活用することが望ましい。

### **3 砺波市の体育施設（屋外）全般に対する総論的意見**

砺波総合運動公園をはじめ、砺波市の屋外体育施設は、周辺環境にも恵まれた優良な施設が多い。これら施設の一層の利用促進を図るためにも、市民の積極的な利用や大規模な大会・合宿等の誘致を進めるなど、これまで以上に施設のPRに取り組むべきである。

以上